

請 書

- 1 契約の目的 量水器パッキンの購入
- 2 品 名 量水器パッキン
- 3 規格、数量等 別紙「仕様書」のとおり
- 4 納 期 令和7年12月5日（金）
- 5 契 約 金 額 金 462,990 円
課税事業者（うち消費税及び地方消費税額金 42,090 円）
- 6 納 入 場 所 別紙「仕様書」のとおり

上記物品の購入について、次の事項を遵守の上お請けします。

- (1) 品質良好な現品を納入し検査を受け、検査に合格したものについて引渡しをします。
- (2) 検査の結果、不良品があったときは、貴職の指定する期日までに良品を納入します。
- (3) 自動車を使用して物品等を配送する場合は、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用及びエコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施します。
- (4) 代金は適法な請求書が受理されてから30日以内に支払いを受けます。
- (5) 納期までに良品を完納しないときは、違約金として遅滞日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額を支払います。ただし、災害その他やむを得ない理由があると貴職に認められた場合を除きます。
- (6) 業務上知り得た秘密及び情報については、他に漏らしたり、利用したりしません。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議ありませんし、この場合、違約金として契約金額の100分の15に相当する金額を支払います。
 - ア 正当な理由なく、納期を過ぎても納入しないとき
 - イ その他この契約の目的を達成することができないとき
- (8) 見積書提出依頼書に記載された業者調査への協力及び神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等の条件に同意します。
- (9) 前項の規定により契約が解除された場合、違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を支払います。
- (10) この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県公営企業財務規程に基づくほか、その都度貴職と協議します。

令和7年 月 日

神奈川県公営企業管理者
企業庁長 浦邊 哲 様

住所
商号
氏名